

令和7年 第18回委員会会議録

1	開催年月日	令和7年9月22日（月）
2	開閉会時刻	開会：午前10時30分 閉会：午前11時02分
3	場 所	福岡市選挙管理委員室
4	出席委員	稲員委員長、大石委員長職務代理人、江藤委員、楠下委員
5	事務局職員	選挙課長、選挙係長、書記
6	傍聴者	なし
7	議 題	
	(1) 報告事項	
	①	在外選挙人名簿登録者数について
	②	検察審査員候補者予定者の選定について
	③	裁判員候補者予定者の選定について
	(2) その他	
		次回以降の委員会の開催予定日時
		・令和7年10月6日（月） 午前10時30分
		・令和7年10月20日（月） 午前10時30分
		・令和7年11月5日（水） 午前10時30分
8	議事次第（○：出席委員、▲：事務局職員）	
	(1) 報告事項	
		報告事項について、事務局から資料の説明・報告を行った。
	(2) その他	
		・次回以降の委員会の開催日時は、資料記載のとおり決定した。
	【質疑等】	
	○	検察審査員候補者予定者となった場合、該当者へどのように通知されるのか。
	▲	検察審査会事務局より本人宛に通知されることとなる。
	○	候補者予定者名簿にはどういった事項が記載されているのか。
	▲	名簿には候補者予定者の氏名、住所、生年月日が記載される。
	○	前科があるものは候補者予定者にはならないのか。
	▲	公職選挙法第11条該当者については選挙権がないため、候補者予定者となることはない。
	○	候補者予定者となることが制限される職業はあるか。

▲ 検察審査員および裁判員ともに、司法関係者や都道府県知事及び市町村長、自衛官などは、なることができないとされている。

○ 候補者予定者に選ばれたことについての守秘義務はあるのか。

▲ 候補者予定者に選ばれたことについての制限はないが、検察審査員については、選ばれたことを公にすることによって申立人や被疑者から不当な圧力が加わるおそれもないわけではないため、おすすりできないとされている。裁判員については、公表してはいけないうが、身近な人に話すことは問題ないとされている。